

令和元年 藤枝市議会 9月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

令和元年 9月 2日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案3件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第64号議案「藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに、「無償化の対象者数を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「3歳以上は、認可保育所、認定こども園、幼稚園を利用するすべての子どもが対象で、数は約3,600人を見込んでいる。」

という答弁がありました。

次に、

「副食費の徴収免除対象者を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「認可保育所及び認定こども園を利用する子どもで、副食費の徴収免除対象となる年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子どもは約380人を見込んでいる。また、幼稚園の免除対象者数は現時点では150人程度を見込んでいる。」という答弁がありました。

次に、

「公立保育所の副食費の額と根拠について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本市は月額 4,500 円とする。これまでも、保育所や認定こども園（2号認定）の子どもの副食費については、国（公定価格）の積算で月額 4,500 円を保育料に含めて保護者から負担を求めてきた経緯を踏まえたものである。」という答弁がありました。

最後に、

「徴収免除分副食費の施設への補てん方法について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「保育所及び認定こども園については市で入所調整を行っているため、市が該当者の情報をあらかじめ施設へ伝え、施設では免除対象者から徴収しない。免除対象者分の費用は給付費として施設に支給される。なお、幼稚園については、副食費を保護者が一度施設へ支払い、施設が発行する領収書を添えて保護者が市へ請求し、市が対象者と確認した場合に市から保護者に支給するといった「償還払い方式」を予定している。」という答弁がありました。

この議案は、議案質疑のあった議案ですが、委員会でも十分な審査が行われたものと考えています。+

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案「藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「過料を科す場合の具体的な事例について伺う。」という質疑があり、これに対して、「保護者の場合は、保育の必要性の認定事由に該当することを証明する書類の内容を偽った場合などが想定される。施設・事業所の場合は、給付費の決定等に必要な情報、例えば保育士数等を偽ったり、適正に給付費が使われているかなどを確認するための書類の提出や施設への立ち入り検査等を拒んだりした場合が想定される。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第66号議案「藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきもとの決定いたしました。

以上報告いたします。